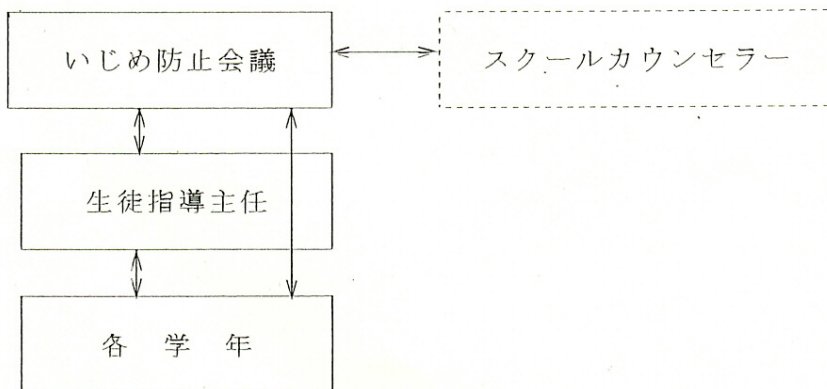


いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止会議」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

「いじめ防止会議」との連携



< 活動 >

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

< 開催 >

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるとき」は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案